

市町村コード					
1	5	2	2	2	6

令和 7 年度

市民税・県民税
森 林 環 境 税

特別徴収の事務手引

上越市 税務課

〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号

＜お問合せ＞ 税務課 個人市民税係 （025）520-5650

※この「特別徴収の事務手引」は、上越市ホームページからダウンロードできます。

※当市では、e L T A X（エルタックス）による電子申告を推奨しています。

令和7年度

市民税・県民税
森林環境税

特別徴収の事務手引

目次

I	市民税・県民税・森林環境税特別徴収事務について・・・	P2
II	特別徴収税額の納入等について 納入書等の訂正方法	P4
III	取扱金融機関および指定通知書	P5
	(記載例) 給与所得者異動届出書	
	・退職の場合（普通徴収への変更）	P7
	・退職による一括徴収の場合（一括徴収）	P8
	・転勤・再就職の場合（特別徴収の継続）	P9
	(記載例) 特別徴収切替依頼書	
	・就職・復職した方がいた場合	P10
	各種様式	
	・給与所得者異動届出書（4枚）	P11
	・特別徴収義務者所在地等変更届	P15
	・特別徴収切替依頼書	P16

特別徴収義務者様

日頃から市民税・県民税・森林環境税の特別徴収に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴事業所を令和7年度市民税・県民税・森林環境税の特別徴収義務者として指定し、徴収および納入をお願いすることになりました。

この事務手引は、事務内容の説明と届出の記入例や届出用紙等必要な書類を綴った冊子です。事務を円滑に進めていただくためご一読の上、ご活用くださいますようお願いいたします。

異動届出書の提出について

◎納税者が転勤・退職・休職等により給与の支払を受けなくなった場合、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。

◎異動月の翌月10日（必着）※までに届出書を提出してください。

提出された届出書をもとに、特別徴収税額の変更通知書を送付します。（毎月月末に発送）

（納入書は再送付しませんので、金額を訂正してご利用ください。訂正方法はP4）

※ただし、この日が土・日・祝日に当たるときは、その翌日

◎転勤の場合は転勤先、退職（普通徴収への変更）の場合は退職者本人へも通知書を送付いたします。

なお、退職時には、納税者の利便性の観点から、一括徴収へのご協力をお願いいたします。

I 市民税・県民税・森林環境税特別徴収事務について

1 納税義務者（従業員）への特別徴収税額通知書の配付について

「令和7年度市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の通知書」は、納税義務者（従業員）ごとに切り離して、必ず5月31日までに納税義務者に配付してください。なお、退職・転勤等により税額通知書を配付できない場合は、給与所得者異動届出書を作成し、税額通知書を添付の上、当市にご提出ください。

2 特別徴収税額の徴収および納入について

（1）月割額の徴収

毎月徴収していただく税額は、「令和7年度給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）」に各納税義務者ごとに月割額を記載していますので、6月から翌年の5月まで毎月の給与支払の際に徴収してください。ただし、年税額が均等割のみの場合、又は均等割相当額以下の人の場合は、6月で全額徴収となります。

（2）一括徴収

退職等のため徴収できなくなった月割額については、本人の了解を得て退職時に一括徴収（納入）するようご協力をお願いします。

なお、一括徴収された場合、必ず「給与支払報告／特別徴収に係る給与所得者異動届出書」の異動後の未徴収税額をA欄およびB欄に、納付月をA欄備考にご記入の上、異動届出書をご提出ください。なお、1月1日から4月30日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合は、地方税法第321条の5第2項により**一括徴収することが義務付けられています。**

（3）納期の特例について

給与の支払を受ける人が常時10人未満である事業所等に限り、「特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」を提出し、市長の承諾を受けた場合、6月から11月までに徴収された税額を12月10日までに、12月から翌年の5月までに徴収された税額を翌年の6月10日までにそれぞれまとめて納入することができます。

ただし、この制度は、事業所等が納入する特別徴収税額の納期の特例です。各納税義務者からは毎月の給与の支払の際に、必ず月割額を徴収してください。

（4）退職所得に係る所得割額の徴収

退職所得に係る市民税・県民税については、「市民税・県民税・森林環境税納入済通知書」裏面の納入申告書および納入書等の退職所得分欄等に所要事項を記入し、月割額とあわせて納入してください。なお、税額の算出については「退職所得に係る市民税・県民税の計算方法について」（P5）をご参照ください。

（5）納期限と納入場所（金融機関）

特別徴収した税額は、その徴収した月の翌月の10日（納期限）までに別添の納入書等により、当市指定金融機関および指定代理金融機関ならびに収納代理金融機関（P5参照）又は郵便局に払い込みください。なお、納入に郵便局を利用される場合は、当市の金融機関として指定しなければならないため、最初に納入される際に「指定通知書」（P6参照）を利用される郵便局に提出してください。また、「郵便局指定通知書の提出について」を当市にご提出ください。※**口座振替による納入はできませんのでご了承ください。**

3 延滞金について

納期限の翌日から、税金完納の日までの日数に応じ、未納税額に各年の延滞金特例基準割合に7.3%を加算した割合（上限は年14.6%）（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、延滞金特例基準割合に1%を加算した割合（上限は7.3%））で計算します。

4 退職、休職、転勤および就職による異動があった場合

年の中途において納税義務者に異動があった場合、**次の届出書を異動のあった翌月の10日（必着）までにご提出ください。**

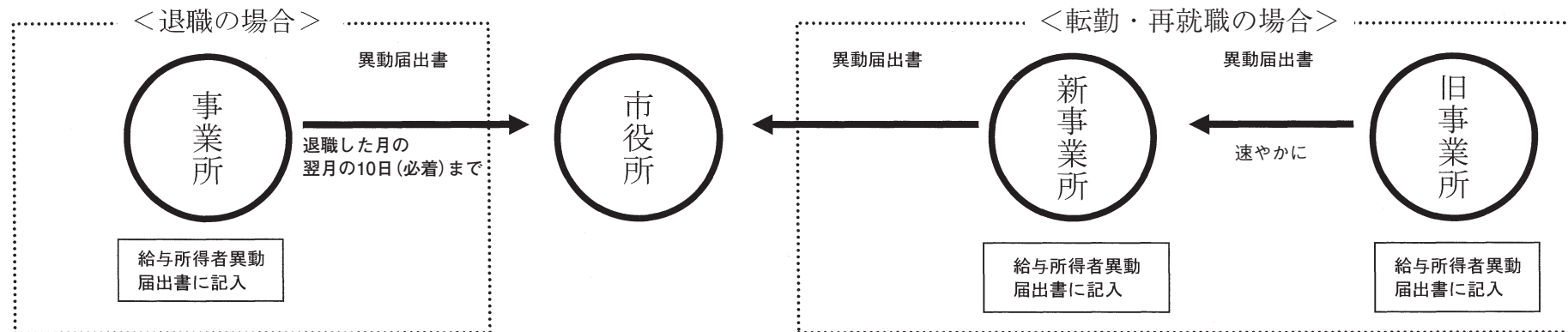
○退職、休職、転勤 …給与支払報告/特別徴収に係る給与所得者異動届出書（P11～14）

○就職、普通徴収から特別徴収への切替 …特別徴収切替依頼書（P16）

※ 異動届出書の記載方法は、記載例（P7～9）をご覧ください。

※ 特別徴収切替依頼書の記載方法は、記載例（P10）をご覧ください。

※ 異動届出書の提出がないと、特別徴収税額の変更ができないため、滞納の発生など不利益となる場合がありますので、ご注意ください。



5 特別徴収税額の変更について

特別徴収税額が変更となった場合は、特別徴収義務者および納税義務者宛てに「特別徴収税額の変更通知書」を送付しますので、変更後の月割額により徴収してください。なお、納入書等の取扱いについては、次項の「Ⅱ 特別徴収税額の納入等について」をご覧ください。

6 納税義務者について

(1) 納税義務者（今年度上越市で課税される人）

令和7年1月1日現在上越市に居住している人（次の(2)の非課税者を除く）

(2) 非課税者（課税されない人）

ア 前年中に所得（収入）のなかった人

イ 令和7年1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている人

ウ 本人が次の①から③までのいずれかに該当する場合で、前年中の合計所得金額が135万円以下である人

① 未成年者（平成19年1月3日以降に生まれた人）

② 障害者

③ 寡婦、ひとり親

エ 前年中の合計所得金額が「(同一生計配偶者＋扶養人数＋1)×280,000円＋100,000円＋168,000円（扶養親族のあるときのみ加算）」以下である人

Ⅱ 特別徴収税額の納入等について

1 注意点

- (1) 社名、所在地等に変更や誤りがある場合は、「特別徴収義務者所在地等変更届」(P15)をご提出ください。
- (2) 納入書等には納入月、当初課税時点での納入金額があらかじめ印字してあります。
- (3) 金額に変更がない場合、納入金額欄に記入する必要はありません。
- (4) **異動(転勤・退職・就職)や期限後確定申告等による税額変更により、既に通知されている税額と納入額が異なる場合は、下記のとおり納入書等の金額を訂正してください。**
- (5) この納入書等は直接読み取り機で処理しますので、折り曲げたり汚したりしないようにご注意ください。

2 納入書等の訂正方法

- (1) 当初の納入書の金額を**黒のボールペン**で訂正してご利用ください。**(納入書は再送付されませんのでご注意ください。)**
- (2) 金額欄に¥マークは記入しないでください。

【記載例1】特別徴収税額の納入金額に変更があった場合

異動(転勤・退職・就職)や期限後確定申告等による税額変更により、納入金額に変更があった場合

新潟県上越市 市民税・県民税 森林環境税 領収証書①										新潟県上越市 市民税・県民税 森林環境税 納入書②										新潟県上越市 市民税・県民税 森林環境税 納入済通知書③																											
市区町村コード				口座番号				加入者名		市区町村コード				口座番号				加入者名		市区町村コード				口座番号				加入者名																			
1 5 2 2 2 6				00680-8-960021				上越市		1 5 2 2 2 6				00680-8-960021				上越市		1 5 2 2 2 6				00680-8-960021				上越市																			
				指 定 番 号				納入金額(1)						指 定 番 号				納入金額(1)						指 定 番 号				納入金額(1)																			
				8000001				130,700 円						8000001				130,700 円						6 8 0 0 0 0 0 0 1				130,700 円																			
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。										給与分 (一括徴収分を含む)		億 千 百 十 万 千 百 十 円 1 2 3 4 0 0								給与分 (一括徴収分を含む)		億 千 百 十 万 千 百 十 円 1 2 3 4 0 0								給与分 (一括徴収分を含む)		億 千 百 十 万 千 百 十 円 1 2 3 4 0 0															
										納入		退職所得分										納入		退職所得分										納入		退職所得分											
										金 延滞金												金 延滞金												金 延滞金													
										額 督促手数料												額 督促手数料												額 督促手数料													
納期限										②		合計額								1 2 3 4 0 0		納期限										②		合計額								1 2 3 4 0 0					
(特別徴収義務者) 住 所 〒 943-0001 又は 上越市木田1丁目1番〇号 所在地 氏 名 株式会社 上越 又は 様 名 称										領収日付印		(特別徴収義務者) 住 所 〒 943-0001 又は 上越市木田1丁目1番〇号 所在地 氏 名 株式会社 上越 又は 名 称										領収日付印		(特別徴収義務者) 住 所 〒 943-0001 又は 上越市木田1丁目1番〇号 所在地 氏 名 株式会社 上越 又は 名 称										領収日付印													
上記のとおり領収しました。										(納入者保管)		上記のとおり納入します。										(金融機関又は郵便局保管)																									

- 「納入金額 (1)」にある金額を取り消ししてください。〈訂正印は不要です〉
- 「給与分」、「合計額」に黒のボールペンで変更後の金額を記入してください。

☆ 下記の数字 (OCR文字) を参考に、枠からはみ出さないように正確に金額を記入してください。

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
0	1	2	3	4	5	6	7	8	9

【記載例2】退職所得分を合算して納入される場合

退職手当等に対する税額は、納入書等の「退職所得分」・「合計額」欄に記入してください。また、「市民税・県民税・森林環境税納入済通知書」の裏面の納入申告書も、ご記入ください。

(表)

新潟県上越市		市民税・県民税 森林環境税		領収証書②																				
市区町村コード	口座番号	加入者名																						
15226	00680-8-960021	上越市																						
指定番号		納入金額(1)																						
8000001		130,700 円																						
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		給与分 (一括徴収分を含む)	<table border="1"> <tr> <td>億</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>円</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>0</td> </tr> </table>				億	千	百	十	万	千	百	十	円					1	2	3	4	0
億	千	百	十	万	千	百	十	円																
				1	2	3	4	0																
退職所得分		<table border="1"> <tr> <td>億</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>円</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>3</td><td>6</td><td>0</td><td>0</td> </tr> </table>				億	千	百	十	万	千	百	十	円					1	3	6	0	0	
億	千	百	十	万	千	百	十	円																
				1	3	6	0	0																
延滞金		<table border="1"> <tr> <td>億</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>円</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>				億	千	百	十	万	千	百	十	円										
億	千	百	十	万	千	百	十	円																
額督促手数料		<table border="1"> <tr> <td>億</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>円</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>				億	千	百	十	万	千	百	十	円										
億	千	百	十	万	千	百	十	円																
合計額		<table border="1"> <tr> <td>億</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>円</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>2</td><td>5</td><td>9</td><td>4</td><td>0</td> </tr> </table>				億	千	百	十	万	千	百	十	円					2	5	9	4	0	
億	千	百	十	万	千	百	十	円																
				2	5	9	4	0																
(特別徴収義務者)		(納入者保管)																						
住所又は所在地 〒943-0001 上越市木田1丁目1番〇号		領収日付印																						
氏名又は名称 株式会社 上越		様																						

上記のとおり領収しました。

(裏)

市民税 県民税		納入申告書																					
(宛先)上越市長																							
年 月 日提出		年 6 月 分 人員 1 人																					
退職手当等支払金額		<table border="1"> <tr> <td>十</td><td>億</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>円</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td>1</td><td>4</td><td>2</td><td>2</td><td>3</td><td>6</td><td>3</td><td>2</td> </tr> </table>		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円			1	4	2	2	3	6	3	2
十	億	千	百	十	万	千	百	十	円														
		1	4	2	2	3	6	3	2														
特別徴収税額	市民税	<table border="1"> <tr> <td>十</td><td>億</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>円</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>8</td><td>1</td><td>6</td><td>0</td><td>0</td> </tr> </table>		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円						8	1	6	0	0
十	億	千	百	十	万	千	百	十	円														
					8	1	6	0	0														
	県民税	<table border="1"> <tr> <td>十</td><td>億</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>円</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>5</td><td>4</td><td>4</td><td>0</td><td>0</td> </tr> </table>		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円						5	4	4	0	0
十	億	千	百	十	万	千	百	十	円														
					5	4	4	0	0														
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。																							
(特別徴収義務者)	住所又は所在地 〒943-0001 上越市木田1丁目1番〇号	(受付印)																					
	氏名又は名称 株式会社 上越																						
	個人番号又は法人番号 ↓個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし、ここから記載してください。																						

〈退職所得に係る市民税・県民税の計算方法について〉

○平成25年1月1日以降の退職所得に係る市民税・県民税の計算方法

- ・退職所得金額(千円未満端数切捨て)
(収入金額－退職所得控除額※1)×1/2※2
- ・特別徴収税額
市民税額＝退職所得金額×6%
県民税額＝退職所得金額×4%

※1 退職所得控除額

- イ 勤続年数が20年以下の場合
40万円×勤続年数(80万円に満たないときは80万円)
- ロ 勤続年数が20年を超える場合
800万円+70万円×(勤続年数－20年)

※2 勤続年数が5年以内の法人役員等が支払いを受ける退職金については適用がありません。なお、令和4年1月1日以降に、勤続年数が5年以内の法人役員等以外に退職手当等を支払った場合は下記のとおりとなります。

- I 退職所得手当等の金額から退職所得控除額を控除した後の金額が300万円以下の場合
(退職手当等の金額－退職所得控除額)×1/2
- II 退職所得手当等の金額から退職所得控除額を控除した後の金額が300万円超の場合
150万円+退職手当等の金額－(300万円+退職所得控除額)

例) 勤続25年で、14,223,632円の退職手当を受けた場合

- 退職所得控除額
800万円+70万円×(25年－20年)＝11,500,000円
- 退職所得の金額 1,361,000円
(14,223,632円－11,500,000円)×1/2＝1,361,816円
- 市民税額81,600円 1,361,000円×6%＝81,660円
- 県民税額54,400円 1,361,000円×4%＝54,440円

Ⅲ 取扱金融機関および指定通知書

1 上越市指定金融機関および上越市指定代理金融機関ならびに収納代理金融機関

- | | | |
|----------|-----------|------------------|
| ■ 第四北越銀行 | ■ 上越信用金庫 | ■ 新潟県労働金庫 |
| ■ 八十二銀行 | ■ 新井信用金庫 | ■ えちご上越農業協同組合 |
| ■ 大光銀行 | ■ 新潟県信用組合 | ■ 東日本信用漁業協同組合連合会 |
| ■ 富山第一銀行 | ■ 糸魚川信用組合 | |

※上記金融機関の日本国内全店舗で納めることができます。

2 郵便局を利用する場合

特別徴収税額の納入に郵便局を利用される場合は、当市の金融機関として指定しなければならないため、最初に納入される際に「指定通知書」(P6)を利用される郵便局に提出してください。また、「郵便局指定通知書の提出について」を当市宛てにご提出ください。

なお、前年度に利用した場合は、本年度も引き続き利用できますので、改めてご提出いただく必要はありません。

◎郵便局の指定について

●特別徴収税額の納入に郵便局をご利用される場合は、当市の金融機関として指定しなければなりませんので、右の「指定通知書」に利用される郵便局名をご記入の上、最初に納入される際にその郵便局に提出してください。また、「郵便局指定通知書の提出について」を当市宛てにお送りください。

年 月 日

(宛先) 上 越 市 長

特別徴収義務者
名 称

所 在 地

指 定 番 号

郵便局指定通知書の提出について

次の郵便局を、貴市、市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納入取扱局として指定通知書を提出しましたので、通知します。

記

名 称

郵便局

年 月 日

郵便局長様

新 潟 県 上 越 市 長

指 定 通 知 書

貴局を地方税法第321条の5第4項の規定により、当市の市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額払込取扱局に指定いたしましたので、通知します。

- | | |
|----------|--------------------|
| 1 承認番号 | 郵1業 第1,715号 |
| 2 口座番号 | 00680 - 8 - 960021 |
| 3 加入者の名称 | 上越市 会計管理者 |
| 4 取りまとめ局 | 長野貯金事務センター |

(宛先)上越市長
令和 7 年 10 月 7 日提出

※市受付印	給与支払者 （特別徴収義務者） 	所在地	〒943-0001 上越市木田1丁目1番〇号																		
		名称	株式会社　上越																		
		代表者の職氏名	代表取締役 上　越　太　郎	指　　　定　　　番　　　号										8	0	0	0	0	0	0	1
				注②法人番号又は個人番号																	
給　与　所　得　者		特別徴収税額 （年税額）	徴収済月	徴収済額	未徴収税額	異動年月日	異動理由	異動後の未徴収税額の徴収	備　考												
フリガナ	ニイガタ　ジロウ																				
氏名	T・S・H　45年　1月　1日生 新潟　次郎　（旧姓　　）																				
お問合せ番号	/ / / / 1 0 0 0 0 0 0 1																				
注②個人番号	/ / / / / / / / / /																				
令和7年1月1日現在の住所	上越市 大手町1番□号																				
現住所	同　上																				
		120,000円	令和7年6月分	40,000円	80,000円	令和7年9月分	①退職・休職 2.転　勤 3.死　亡 4.会社解散 5.住所誤報 6.少額給与 7.支払不定期 8.事業専従者	1.特別徴収継続 2.一括徴収 （未徴収税額を退職時に給与等から徴収して納入する） ③普通徴収 （未徴収税額を本人が納付する）	一括徴収した税額は □□月分で納入します。 （　　月　　日　納入）												

9月末で退職、9月分まで特別徴収した給与所得者の残りの税額の徴収方法を普通徴収に変更する場合

(ア) 年税額	120,000 (6～翌年5月分)
(イ) 徴収済額	40,000 (6～9月分)
(ウ) 未徴収税額	<u>80,000</u> (10～翌年5月分)

↑ 本人へ通知します。

3. 普通徴収を○で囲んでください。

※1月1日から4月30日までの間に退職等した場合は、未徴収税額を一括徴収することが義務付けられています。

C欄 転勤等による特別徴収届出書

月割額 月分から徴収 し納入します。	円	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	連 絡 者	係	
			フリガナ 名 称		氏 名	
			代表者の 職氏名		電 話	
			受 給 者 番 号			
				特別徴収義務者番号		
				法人番号又は個人番号		

送付先 〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号 上越市役所税務課個人市民税係

ご注意

3	黒のホルルペン又はボールペンで記入してください。また、前勤務先では本人から番号の提供を [給付所得者]の欄の「個人番号」は、前勤務先では記入せず、新勤務先では記入し、新勤 動・再就職等により異動後の勤務先に引き続き特別徴収を行う場合は、前勤務先でA欄を記入し、新勤 動の「住所」欄に記入してください。 また、前勤務先が個人事業主の場合「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記入せず、新勤 動勤務先ではC欄を記入し、一月一日現在の住所地（課税地）の市区町村に交付してください。 給与所得者の異動があった場合は、異動があった月の翌月十日（必着）までに届出書を提出してくだされい。
2	1

給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書
特 別 徴 収

A欄 ◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

処理事項	税務L	1. 現年度（有・無）	2. 新年度（有・無）		コピー年度 1 度 済 分
	GP	特落 一括 転勤 不要			
連絡者	連 係	人事課 給与係			
	氏 名	上越 花子			
	電 話	025-526-〇〇〇〇			
指定番号	8 0 0 0 0 0 0 1				
	注2 法人番号又は個人番号				
所在地		〒943-0001 上越市木田1丁目1番〇号			
名称		株式会社 上越			
代表者の職氏名		代表取締役 上 越 太 郎			
給与支払者 (特別徴収義務者)		給 与 所 得 者		特別徴収税額 (年税額)	
フリガナ		ニイガタ ジロウ		徴収済月	
氏名		T・S・H 45年 1月 1日生 新潟 次郎 (旧姓)		令和 7 年 6 月分	
お問合せ番号		1 0 0 0 0 0 0 1		令和 7 年 8 月分	
注2 個人番号				30,000 円	
令和7年 1月1日現在の住所		上越市 大手町1番□号		90,000 円	
現住所		同 上		26 日	
異動年月日		令和 7 年 8 月 26 日		異動理由	
異動理由		① 退職・休職 2. 転 勤 3. 死 亡 4. 会社解散 5. 住所誤報 6. 少額給与 7. 支払不定期 8. 事業専従者		異動後の未徴収税額の徴収	
異動後の未徴収税額の徴収		1. 特別徴収継続 ② 一括徴収 (未徴収税額を退職時に給与等から徴収して納入する) 3. 普通徴収 (未徴収税額を本人が納付する)		納入月と納入年月日を必ず記入してください。 一括徴収した税額は 9 月分です。 (10 月 10 日 納入)	

B欄 ◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)について一括徴収する理由等を記載してください。

一括徴収の理由	① 異動が	年12月31日までで、申出があったため (8 月 20 日申出)	徴収予定日	徴収予定額	合計(上記と同額)
	2. 異動が	年 1 月 1 日以降で特別徴収	8 ・ 27	90,000 円	90,000 円

※ 1 月 1 日から 4 月 30 日までの間に退職等した場合は、未徴収税額を一括徴収することが義務付けられています。

C欄 転勤等による特別徴収届出書 (転勤等による特別徴収届出書)

月割額	円	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒
			フリガナ 名 称	
月分から徴収し納入します。		代表者の職氏名	代表者の職氏名	
			代表者の職氏名	
月割額		円		特別徴収義務者番号
月分から徴収し納入します。		円		法人番号又は個人番号

8 月下旬で退職、8 月分まで特別徴収した給与所得者の残りの税額を 9 月分で一括して徴収し納入する場合
(ア) 年税額 120,000 (6～翌年5月分)
(イ) 徴収済額 30,000 (6～8月分)
(ウ) 未徴収税額 90,000 (9～翌年5月分)
一括徴収額

送付先 〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号 上越市役所税務課個人市民税係

ご注意
3 2 1
黒のボールペン又はペンで記入してください。(消えるボールペン又はペンには不可)
転勤・再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合は、前勤務先へ送付願います。
ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記入せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記入してください。
また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記入せず、新勤務先へ送付願います。
給与所得者の異動があった場合は、異動があった月の翌月10日(必着)までに届出書を提出してください。

記載例〔特別徴収の継続:転勤先・再就職先で引き続き特別徴収する場合〕

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

A欄 ◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

ご注意		3		2		1	
黒のボールペン又はペンで記入してください。(消えるボールペン又はペンには不可)		黒のボールペン又はペンで記入してください。(消えるボールペン又はペンには不可)		黒のボールペン又はペンで記入してください。(消えるボールペン又はペンには不可)		黒のボールペン又はペンで記入してください。(消えるボールペン又はペンには不可)	
ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記入せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記入してください。		また、「前勤務先が個人事業主の場合」「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記入せず、新勤務先へ送付願います。		新勤務先ではC欄を記入し、一月一日現在の住所(課税地)の市区町村に送付してください。		給与所得者の異動があった場合は、異動があった月の翌月十日(必着)までに届出書を提出してください。	
(宛先)上越市長		令和 7 年 11 月 6 日提出		※市受付印			
給与支払者 (特別徴収義務者)		所在地		〒943-0001 上越市木田1丁目1番〇号		連絡者	
名称		株式会社 上越 本店		係		人事課 給与係	
代表者の職氏名		代表取締役 上 越 太 郎		氏 名		上 越 花 子	
指 定 番 号		8 0 0 0 0 0 0 1		電 話		025-526-〇〇〇〇	
注2 法人番号又は個人番号		前勤務先が個人事業主の場合は記入しない		指 定 番 号		8 0 0 0 0 0 0 1	
給与所得者		特別徴収税額 (年税額)		徴収済月		徴収済額	
フリガナ		ニイガタ ジロウ		令和 7 年 6 月分		50,000 円	
氏名		T・S・H 45年 1月 1日生 新潟 次郎 (旧姓)		令和 7 年 6 月分		70,000 円	
お問合せ番号		1 0 0 0 0 0 0 1		令和 7 年 6 月分		70,000 円	
注2 個人番号		新しい勤務先のご担当者が記入		令和 7 年 6 月分		70,000 円	
令和7年 1月1日現在の住所		上越市 大手町1番□号		令和 7 年 6 月分		70,000 円	
現住所		同 上		令和 7 年 6 月分		70,000 円	
異動年月日		令和 7 年 6 月 31 日		異動理由		1. 退職・休職 ② 転 勤 3. 死 亡 4. 会社解散 5. 住所誤報 6. 少額給与 7. 支払不定期 8. 事業専従者	
異動後の未徴収税額の徴収		① 特別徴収継続 2. 一括徴収 (未徴収税額を退職時に給与等から徴収して納入する) 3. 普通徴収 (未徴収税額を本人が納付する)		備考		一括徴収した税額は (月 日 納入)	

B欄 ◎給与の支払を受けない場合は、一括徴収する理由等を記載してください。

一括徴収の理由	1. 異動が 年12月31日	徴収予定日	徴収予定額	合計(上記㉔と同額)	※1月1日から4月30日までの間に退職する。
	2. 異動が 年1月1日以降で特別徴収の継続の希望がないため				

C欄 転勤等による特別徴収届出書 (転勤等の場合の異動届出書の流れ 旧勤務地→新勤務地→上越市)

月割額 10,000 円		給与支払者 (特別徴収義務者)		所在地		〒951-0001 新潟市中央区学校町1番町△番地1		連絡者	
1 1 月分から徴収し納入します。		フリガナ カブシキガイシャ ジョウエツ ニイガタ シ テン 株式会社 上越 新潟支店		氏 名		新潟 花美		係	
代表者の職氏名		代表取締役 上 越 太 郎		電 話		025-228-××××		人事課 給与係	
受 給 者 番 号		8 0 0 0 0 0 0 2		特別徴収義務者番号		8 0 0 0 0 0 0 2		法人番号又は個人番号	

送付先 〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号 上越市役所税務課個人市民税係

特 別 徴 収 切 替 依 頼 書

記載例〔特別徴収に変更する場合〕

(宛先)上越市長 令和 7 年 10 月 7 日提出 ※市受付印	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒943-0001 上越市木田1丁目1番〇号										上越市における事業所区分	新規・登録済									
		名称	株式会社 上越										指 定 番 号	8 0 0 0 0 0 0 1									
		代表者の職氏名	代表取締役 上越 太郎										連 係	人事課 給与係									
		法人番号											氏 名	上越 花子									
												先 電 話	025-526-〇〇〇〇										

上越市の指定番号がない場合は「新規」を○で囲み、指定番号は空欄にしてください。

◎下記の者について、11 月分から特別徴収を希望します。

※ 普通徴収の納期限
※ 徴収を開始したい月の、前月10日までにご提出ください。(必着)
※ 6月開始分については4月10日までにご提出ください。(必着)

特別徴収に切り替える人の住所・氏名				生 年 月 日	年 税 額	納付済額	※市使用欄			
住所	上越市大手町1番□号			大・ <u>昭</u> ・平 45 年 1 月 1 日	120,000 円	(普通徴収 2 期分まで) 60,000 円	済 期		S	
氏名	フリガナ ニイガタ ジロウ	お問合せ番号		受給者番号			開始月		G	
	新潟 次郎									
住所				大・昭・平 年 月 日	円	(普通徴収 期分まで) 円	済 期		S	
氏名	フリガナ	お問合せ番号		受給者番号			開始月		G	
住所				大・昭・平 年 月 日	円	(普通徴収 期分まで) 円	済 期		S	
氏名	フリガナ	お問合せ番号		受給者番号			開始月		G	
住所				大・昭・平 年 月 日	円	(普通徴収 期分まで) 円	済 期		S	
氏名	フリガナ	お問合せ番号		受給者番号			開始月		G	

注 意 事 項

1. 令和7年1月1日現在の住所が上越市の納税者について、提出してください。

2. 普通徴収の納期限が過ぎた税額については、特別徴収への切替えはできません。本人宛てに送付された普通徴収の納付書で、本人から直接納付していただきます。
＜普通徴収納期限＞ 1期：6月30日 2期：9月1日 3期：10月31日 4期：2月2日

3. 二重納付防止のため、本人宛てに送付された普通徴収の納付書を同封してください。ただし、納税者が既に1期分でも納付している場合は、領収書部分の写しと、未納の納付書部分を同封してください。また、口座振替の納税通知書の場合は、表紙の写しを同封してください。

◎ 複写してご使用ください。

送付先
〒943-8601
新潟県上越市木田1丁目1番3号
上越市役所税務課個人市民税係

給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書
特 別 徴 収

A欄 ◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

処理事項		1. 現年度（有・無）		2. 新年度（有・無）		コ ピ ー 年 度 分					
	税務L	特落 一括 転勤 不要									
	GP										
(宛先)上越市長		年 月 日提出		※市受付印		所在地 〒		連 絡 者		係 氏 名 電 話 - -	
給与支払者 (特別徴収義務者)		所在地		名称		代表者の職氏名		指 定 番 号		- -	
								注2 法人番号又は個人番号		- -	
給 与 所 得 者				特別徴収税額 (年税額)	徴収済月	徴収済額	未徴収税額	異動年月日	異動理由	異動後の未徴収税額の徴収	備 考
フリガナ				(ア)	年 月 分	(イ)	(ウ) <(ア)-(イ)>	年 月 日	1. 退職・休職 2. 転 勤 3. 死 亡 4. 会社解散 5. 住所誤報 6. 少額給与 7. 支払不定期 8. 事業専従者	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (未徴収税額を退職時に給与等から徴収して納入する) 3. 普通徴収 (未徴収税額を本人が納付する)	一括徴収した税額は 月分で納入します。(月 日 納入)
氏名 T・S・H 年 月 日生 (旧姓)											
お問合せ番号											
注2 個人番号											
令和7年1月1日現在の住所 上越市				円	年 月 分	円	円	円	円	円	円
現住所											

B欄 ◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)について一括徴収する理由等を記載してください。

一 括 徴 収 の 理 由	1. 異動が 年12月31日までで、申出があったため (月 日申出)	徴収予定日	徴収予定額	合計(上記㊦と同額)
	2. 異動が 年1月1日以降で特別徴収の継続の希望がないため	・	円	円

※1月1日から4月30日までの間に退職等した場合は、未徴収税額を一括徴収することが義務付けられています。

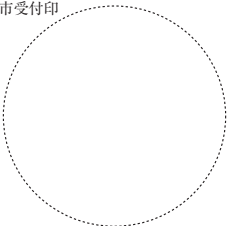
C欄 転勤等による特別徴収届出書 (転勤等の場合の異動届出書の流れ 旧勤務地→新勤務地→上越市)

月割額 円	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 〒		連 絡 者	係 氏 名 電 話		
		フリガナ 名 称			受 給 者 番 号		
		代表者の職氏名			特別徴収義務者番号		
月 月分から徴収し納入します。				法人番号又は個人番号			

送付先 〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号 上越市役所税務課個人市民税係

ご注意
3 2 1
黒のボールペン又はペンで記入してください。(消えるボールペン又はペン)は不可
転勤・再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合は、前勤務先へ送付願います。
ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記入せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記入してください。
また、「前勤務先が個人事業主の場合」「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記入せず、新勤務先へ送付願います。
新勤務先ではC欄を記入し、一月一日現在の住所(課税地)の市区町村に送付してください。
給与所得者の異動があった場合は、異動があった月の翌月十日(必着)までに届出書を提出してください。

特別徴収義務者所在地等変更届

(宛先)上越市長		年 月 日提出																	
※市受付印 	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒	指 定 番 号															
		名称											連絡先	係					
		代表者の 職氏名												氏 名					
		法人番号															電 話	-	-

特 別 給 与 徴 収 義 務 者		変更前	変更後
	フリガナ		
	所在地	〒	〒
	フリガナ		
	名 称 (氏名)		
	電話番号		

変更年月日	年 月 日	旧所在地の事務所等の存続の有無	有 ・ 無
変 更 理 由	(1) 名称変更理由 ☐ 社名変更 ☐ 合併による変更 ☐ 新法人の設立	(3) (1)が「合併による変更」の場合に、変更前欄に記載の法人の登記上の扱いを記入してください。 ① ☐ 存続 ② ☐ 解散(異動届出書の提出も必要となります。)	
	(2) 所在地等変更理由 ☐ 事務所等の移転 ☐ その他 []	(4) その他 ☐ 特別徴収事務の一本化 ☐ 事務所等の廃止 ☐ その他 []	

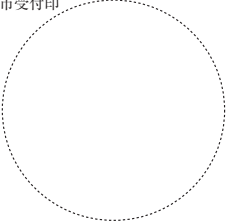
◎特別徴収事務に係る書類の送付先について、上記以外の場所を希望される場合には、下記の欄に送付先の名称・所在地等を記入してください。

送 付 先	フリガナ	
	所在地	
	フリガナ	
	名 称	
	電話番号	

送付先
〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号
上越市役所税務課個人市民税係

※ この変更届出書は、法人市民税に係る異動届出書とは異なりますのでご注意ください。

特別徴収切替依頼書

(宛先)上越市長 年 月 日提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒												上越市における事業所区分	新規・登録済						
※市受付印 		名称													指 定 番 号							
		代表者の職氏名													連 係							
		法人番号													氏 名							
																電 話	- -					

◎下記の者について、

 月分から特別徴収を希望します。

※ 普通徴収の納期限が過ぎた分は、特別徴収に変更できません。
※ 徴収を開始したい月の、前月10日までにご提出ください。(必着)
※ 6月開始分については4月10日までにご提出ください。(必着)

特別徴収に切り替える人の住所・氏名				生 年 月 日	年 税 額	納付済額	※市使用欄			
住所				大 ・ 昭 ・ 平 年 月 日	円	(普通徴収 期分まで) 円	済 期		S	
氏名	フリガナ	お問合せ番号		受給者番号			開始月		G	
住所				大 ・ 昭 ・ 平 年 月 日	円	(普通徴収 期分まで) 円	済 期		S	
氏名	フリガナ	お問合せ番号		受給者番号			開始月		G	
住所				大 ・ 昭 ・ 平 年 月 日	円	(普通徴収 期分まで) 円	済 期		S	
氏名	フリガナ	お問合せ番号		受給者番号			開始月		G	
住所				大 ・ 昭 ・ 平 年 月 日	円	(普通徴収 期分まで) 円	済 期		S	
氏名	フリガナ	お問合せ番号		受給者番号			開始月		G	

注 意 事 項	1. 令和7年1月1日現在の住所地が上越市の納税者について、提出してください。 2. 普通徴収の納期限が過ぎた税額については、特別徴収への切替えはできません。本人宛てに送付された普通徴収の納付書で、本人から直接納付していただきます。 ＜普通徴収納期限＞ 1期：6月30日 2期：9月1日 3期：10月31日 4期：2月2日 3. 二重納付防止のため、本人宛てに送付された普通徴収の納付書を同封してください。ただし、納税者が既に1期分でも納付している場合は、領収書部分の写しと、未納の納付書部分を同封してください。また、口座振替の納税通知書の場合は、表紙の写しを同封してください。
---------	--

◎ 複写してご使用ください。

送付先
〒943-8601
新潟県上越市木田1丁目1番3号
上越市役所税務課個人市民税係

市税の電子申告を推奨しています

上越市では、e L T A X（エルタックス）を利用した、インターネットによる届出を推奨しています。e L T A Xで提出していただいた届出については紙の提出が必要ありません。

■ e L T A X（エルタックス）とは

地方税ポータルシステムの呼称で、インターネットを利用して地方税における手続きを電子的に行うシステムです。地方税の手続きを簡素化し、納税者へのサービス充実を図るため、全国の地方自治体で導入が進められています。

■ 利用できる届出（個人市民税・県民税関係）

- ・ 給与支払報告書
- ・ 給与支払報告／特別徴収にかかる給与所得者異動届出書
- ・ 特別徴収切替依頼書
- ・ 特別徴収義務者所在地等変更届

■ 給与支払報告書の光ディスク及び磁気ディスクでの提出

前々年に提出した源泉徴収票が100枚以上の場合は、eLTAX（エルタックス）または光ディスク、磁気ディスクによる提出が義務化されています（地方税法第317条の6）。

光ディスク及び磁気ディスクで提出いただければ紙での提出は必要ありません。

※詳細は上越市ホームページをご覧ください。

トップページ＞暮らし・安全＞税金＞市・県民税＞地方税電子申告(eLTAX：エルタックス)をご利用ください。

※eLTAX(エルタックス)の利用方法等については地方税共同機構(電話：0570-081459)へお問い合わせください。